

◆石垣市防災講演会について  
防災危機管理室

東日本大震災時に、釜石市の小中学校生が素早い避難行動を行い、津波の被害から免れた話は記憶に新しいところですが、今年度は釜石市の防災教育に携わった片岡孝氏を講師にお招きし、石垣市防災講演会を開催いたしますので多くの市民の皆様のご来場をお待ちしております。

【演題】最近の災害に学ぶ地域防災のあり方  
【日時】平成28年1月22日(金)18時30分～

【場所】市民会館大ホール(入場無料)

【講演者】群馬大学広域首都圏防災研究センター長 片岡敏孝氏

【問合せ先】総務部防災危機管理室  
0980-8715533

◆マイナンバー制度に関する不審電話に要注意！

八重山警察署

開本10月からは、マイナンバー制度が開始されていますが、国民のマイナンバーが通知されたことにより、さまざまな被害が発生しています。国民生活センターの調査によると、被害総額は1億8千万円に達しています。この被害は、マイナンバー制度の導入に伴って発生しているのではなく、国民生活センターの調査によると、被害総額は1億8千万円に達しています。この被害は、マイナンバー制度の導入に伴って発生しているのではなく、国民生活センターの調査によると、被害総額は1億8千万円に達しています。

● 個人番号カードの交付申請のお願い

通知カードの送付がスタートしておりますが、市民の皆さまお受け取りいただけましたでしょうか。不在時の配達で受け取りが出来なかった、しばらく自宅を留守にしていた、また、最近、市内での転居を行ったなどの理由によりまだ通知カードをお受け取りいただけていない皆さまにつきましては、市民課にてお預かりしておりますので、運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ窓口にお越しください。

通知カードの受け取りがお済みの場合は、下記の要領に基づき「個人番号カード」の交付申請を行っていただきますようお知らせいたします。

○個人番号カードの申請について

◆個人番号カードとは

個人番号カードは、運転免許証のようにプラスチック製で券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号と本人の顔写真が表示されたICチップ付きのカードです。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、インターネットによる税申告や各種行政手続のオンライン申請等に利用可能となります。さらに、本市においては、コンビニ交付への活用も検討されています。

申請は強制ではなく任意となっております。また、15歳未満の方等は身分証の提示を求められる機会がほとんどないため、あえて申請する必要はございません。

◆カードの申請方法について

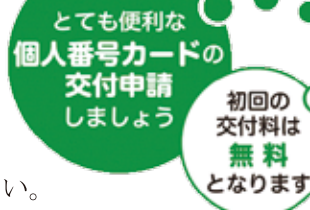
①郵便による申請・・・通知カードの中央部分が「個人番号カード交付申請書」となっておりますので、上下キリトリ線をハサミで切り取り、次の必要事項の記入とパスポートサイズの写真を貼り付けて、同封の返信用封筒にて送付ください。**※切り取った上部の通知カードは大切に保管ください。カード交付時に引替えとなります。**

★表面（個人番号が記載されている面）

- 電話番号・・・日中連絡の付きやすい番号をお願いします。
- 氏名の点字・・・表記希望の方は口を塗り潰してください。

★裏面

- 申請日及び署名・・・本人以外が署名する場合は押印が必要です。
- 電子証明書の発行・・・不要とする理由がない場合はそのまま提出ください。
- 申請者が15歳未満または成年後見人の場合は、代理人記載欄をご記入願います。



②パソコン・スマホによる申請・・・インターネット検索にて、「個人番号カード総合サイト」を検索し、申請方法にしたがって入力願います。また、スマホからの場合、交付申請書に記載のQRコードを読み取り、フォームからオンライン申請することも可能です。どちらも、デジタルカメラ、スマホで撮影した画像をそのまま使用できるため、証明写真に要するコストを省くことができます。

ガラ携をお持ちの方で、メールアドレスを登録していることを前提に、市役所1階中央ロビーの特設会場にて写真撮影及び申請サービスを行っておりますので、操作にお困りの方は是非ご利用ください。

◆カードの交付について

カードの交付は平成28年1月からスタートいたします。準備が整い次第、ご自宅に「交付通知書」を送付いたしますので、通知書に記載されている交付期間、必要書類等をご確認いただき、市民課窓口に来所のうえお受け取りをお願いいたします。

【お問い合わせ】石垣市市民保健部市民課交付係 電話：0980-82-1260